

令和5年11月17日

陳情第14号

小田原市長及びその後援団体に政治活動用事務所証票を返還させるよう小田原市選挙管理委員会に
求める陳情

小田原市長及びその後援団体に政治活動用事務所証票を返還させるよう小田原市選挙管理委員会に求める陳情

【陳情趣旨】

現職の小田原市長である守屋輝彦氏（以下「市長」という。）は、平成22年11月5日に神奈川県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）に政治活動用事務所証票（以下「証票」という。）の交付申請書を提出、同日6枚の証票を受領し神奈川県議会議員候補者として政治活動を開始しました。同日、市長の後援会である守屋てるひこ後援会（以下「後援会」という。）も証票の交付を申請し6枚の証票を受領しております。県議会議員及びその候補者として交付される証票は個人、後援団体それぞれ6枚が法定数です。

翌年、平成23年4月に執行された神奈川県議会議員選挙で当選した市長は、2期8年を務めた後、令和2年5月に執行される小田原市長選挙に挑戦するとして令和元年5月1日任期満了により神奈川県議会議員ではなくなり、神奈川県議会議員としての公職の候補者ではなくなりました。

市長と後援会は速やかに県選管に証票を返還し、小田原市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）から小田原市長候補者としての証票の交付を受けるべく手続すべきでしたが、これを市長就任後まで怠っています。

市長と後援会が県選管に証票を返還したのは小田原市長選挙から随分時間が経過した令和4年3月30日でした。つまり県議会議員としての公職の候補者でなくなった令和元年5月1日から2年11か月余りも県選管が交付した証票を使用していたのですが、令和4年1月31日に市長と後援会は、市選管に証票の交付を申請し、市長も後援会も6枚ずつ証票を受領しています。この場合も証票の法定数はそれぞれ6枚です。

令和4年1月31日から同年3月30日まで、市長と後援会は証票をそれぞれ12枚も使用し違法な政治活動をしていたこととなります。

証票は全ての公職を通じて枚数が規定されており、所管する選挙管理委員会が異なるのを逆手にとって法定枚数を超過する証票を交付させるのは違法行為です。

県選管と市選管の証票交付手続に瑕疵はありません。制度の不備を利用した市長と後援会が反省すべき事案です。令和4年3月30日に県選管に証票が返還され違法状態が解消されていると考える一方、令和4年1月31日に市選管にしてはならない虚偽申請をし、証票を詐取したことを捉えると、詐取された証票は市選管に返還され原状回復せねばなりません。

そして、小田原市の機関である市選管に対して違法行為を働いた市長には、特別職の公務員としてしかるべき処分が求められます。証票の再交付を望むのであれば、そうした手続を経て考慮されるべきです。

小田原市内には、参議院議員の現職でありながら、県選管から交付された衆議院小選挙区候補者用の証票をいまだに掲出し続ける者もいます。県選管と市選管には統一した見解をもって公職選挙法の適正執行に尽力していただきますよう期待しております。

【陳情項目】

小田原市議会として市選管に対し、公職の候補者たる市長とその後援会が行った違法行為に対して下記のとおり対処するよう求めること。

- 1 市選管は、市長及び後援会に交付した証票を速やかに返還するよう市長、後援会に求めること。

2 市選管は、総務省、県選管に本件事案の情報提供をし、再発防止策を制度化するよう求めること。

令和5年11月17日

小田原市議会議長

大川 裕 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞